

平成30年9月22日

弁護団報告（控訴審に向けて）

弁護団事務局長 田辺保雄

1 期日について（大阪高裁第12民事部）

【第1回】

平成30年12月14日 午前10時30分 口頭弁論

同日 午後1時15分 進行協議期日

原告側からは原告意見陳述（5分）、弁護団による弁論要旨の告知（40分）。

国からは弁論要旨の告知（40分）。

東電は書面提出のみの予定。

【第2回】

平成31年3月13日 午前10時 進行協議期日

同日 午前11時 口頭弁論

法廷は本庁舎2階（地裁の入っている庁舎です）

201号または202号（大法廷。確定しましたら連絡します）

2 第1回期日の持ち方

(1) 原告団の意見陳述5分 弁護団弁論の要旨告知40分 国プレゼン40分

(2) 進行協議の内容・訴訟活動について

3 当方の訴訟準備事項

(1) 個別控訴理由書

(2) 附帯控訴 請求額を拡張する手続

4 同種訴訟判決の証拠提出 首都圏訴訟, 千葉訴訟, 生業訴訟等

5 低線量被ばく

追加論文（英語）を検討中。

その他に注目している文献

・「福島事故後の原発の論点」に収録された小野塚論文 1mSvの設定根拠

・Isotope News 2018.4 掲載のジョン・D・ボイス二世論文（翻訳は佐々木, 柴田, 酒井）

「LNTは、放射線防護のためのものであって、リスク評価に使ってはいけない」

6 内部被ばく関係

・郷地先生の意見書（ひょうご訴訟で提出）

・セシウムボール

7 刑事事件記録 送付嘱託

東京地裁で東電元経営者らを被告人とした刑事事件が係属しており、多数の証人がすでに出庭して証言を終えています（詳細は Level7 参照）。

係属中の刑事事件記録をその刑事の裁判所に対し、大阪高裁から文書送付嘱託という手続によって取寄せを求める予定です。

ただ、実務的にはこうした場合に刑事の裁判所が応じることは稀です。

前橋訴訟の東京高裁では今村証人の尋問（10月でなく12月13日に延期されました）があるのですが、この今村氏は刑事法廷で証言をしています。この証言調書と関連書証については、民事の東京高裁に提供されるのではないかといられています。

これ以外については、こちらの主張の関係で高度の必要性を主張しないと、文書送付嘱託を申し立てても高裁が採用を渋るかも知れません。

8 国の主張について

国は控訴審になってから各地に大量の主張と証拠を提出してきました

9 東電の主張について

東電は主に損害、因果関係について主張と証拠を大量に提出してきました。

10 東電側の予定

次のとおりです。

- ・責任論（10月上旬）
- ・各世帯の損害論の主張（10月上旬より後になる）
- ・既払い額の変更の主張（10月上旬より後になる）
- ・原告控訴理由書に対する反論

11 国側の予定

次のとおりです。

- ・第3準備書面（9月中旬／責任論）
- ・さらにもう1通（第4準備書面／責任論）
- ・9月に結果回避について求釈明予定（第3準備書面と同時期に提出予定）
- ・損害論に関する主張（責任論の最後の方に提出予定）
- ・個別世帯については、東電と被ると思うが、完全には一致しないかもしれない
- ・避難の総論、損害総論に関する主張をする見込み

12 損害立証について

損害論については現在、首都圏弁護団の東京地裁で証言された辻内先生にご協力をお願いしています。

また津島訴訟において、明治大学の経済学者である大森教授を中心としたふるさと喪失慰謝料の経済的評価の研究が進んでいます。区域外避難者にも適用される内容だと言われており、期待しています。

以上